

第3次 沖縄県障害者基本計画の体系

基本的な考え方

- ノーマライゼーション理念に基づく社会の形成
- 障害者の権利擁護

すべての施策の基本となる視点

- 障害者の権利を尊重した施策の実施
- 障害特性に応じた多様なニーズへの対応
- 利用者本位のきめ細かな対応

重点的な課題

- 障害者の地域居住、社会参加の支援
- 精神障害者の福祉サービスの充実

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

(1) 保健、医療サービスの充実

- ①保健、医療サービスの充実
- ②精神障害者の保健、医療の充実
- ③医療費公費負担制度の充実

(2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実

- ①在宅福祉サービスの充実
- ②施設福祉サービスの充実
- ③地域リハビリテーション体制の整備
- ④経済的支援の充実
- ⑤サービスの向上

(3) 障害者を支える人材の養成・確保

- ①保健、医療の専門職員の養成
- ②福祉サービスの人材の確保

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1) 教育、療育の充実

- ①充実した教育、療育の実施
- ②早期教育の充実
- ③学校教育の充実
- ④特別ニーズ教育の人材育成
- ⑤生涯学習・社会教育の充実

(2) 雇用拡大、就業の促進

- ①雇用の促進
- ②職業リハビリテーションの推進

(3) 社会活動参加の促進

- ①社会活動参加の推進
- ②スポーツレクリエーション及び文化活動の促進

3 ともに支えあう社会の構築をめざして

(1) 権利擁護システムの強化・推進

- ①権利擁護の推進
- ②権利擁護機関の連携・ネットワークの形成
- ③欠格条項の改善

(2) 啓発広報活動の強化

- ①広報活動の推進
- ②福祉教育の推進
- ③ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援

(3) 地域生活環境の整備

- ①福祉環境の整備
- ②住宅環境の整備
- ③移動・交通手段の整備
- ④防災、防犯対策の推進
- ⑤情報、コミュニケーションの確保

(4) 国際交流・協力活動の推進

- ①国際交流活動の推進
- ②国際協力活動の推進

計画推進に向けて

- 推進体制の強化（関係機関や当事者との連携強化）
- 施策への当事者意見の反映
- 事業の評価及び計画見直しに際しての当事者参加の強化